第十三号の三様式を次のように改める。

第十三号の三様式（第二十条関係）

表

縦十センチメートル

横八センチメートル

第　　号	
令和　　年　　月　　日交付	

証明書

所属	
職名	
氏名	

右の者は、児童福祉法第三十一条の十四第一項、第三十四条の十四第一項及び第三十四条の八の三第一項、第三十四条の八第七項の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

市町村長印

裏

児童福祉法（抄）	第十八条の十六　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合において、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、又は確保しようとする条の十一第一項の規定によるときは、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 ②　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ③　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ④　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑤　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑥　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑦　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑧　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑨　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑩　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑪　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑫　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑬　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑭　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑮　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑯　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑰　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑱　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ⑲　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ⑳　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉑　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉒　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉓　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉔　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉕　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉖　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉗　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉘　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉙　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉚　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉛　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉜　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉝　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㉞　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㉟　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊱　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊲　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊳　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊴　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊵　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊶　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊷　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊸　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊹　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊺　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊻　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊼　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊽　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 ㊾　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 ㊿　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (51)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (52)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (53)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (54)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (55)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (56)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (57)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (58)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (59)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (60)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (61)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (62)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (63)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (64)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (65)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (66)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (67)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (68)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (69)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (70)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (71)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (72)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (73)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (74)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (75)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (76)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (77)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (78)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (79)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (80)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (81)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (82)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (83)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (84)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (85)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (86)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (87)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (88)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (89)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (90)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (91)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (92)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (93)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (94)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (95)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (96)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (97)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (98)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (99)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (100)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (101)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (102)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (103)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (104)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (105)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (106)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (107)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (108)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (109)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (110)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (111)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (112)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (113)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (114)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (115)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (116)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (117)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (118)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (119)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (120)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (121)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (122)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (123)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (124)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (125)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (126)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (127)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (128)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (129)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (130)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (131)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (132)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (133)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (134)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (135)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (136)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (137)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (138)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (139)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (140)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (141)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (142)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (143)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (144)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (145)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (146)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (147)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (148)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (149)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (150)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (151)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (152)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (153)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (154)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (155)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (156)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (157)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後においては、関係者の承諾がある場合その他正当な理由がある場合を除くほか、事業所、事務所その他の児童福祉施設に対しては、これを行うことができない。 (158)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、第二十一条の十第一項及び第三十四条の十第二項の規定による場合を除くほか、住居に対しては、これを行うことができない。 (159)　第三十一条の十一第一項及び第三十四条の十第一項の規定による立入検査は、日出前又は日没後におい